

山口市土木系工事における快適トイレの実施要領

1 目的

本要領は、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的とする。

2 対象工事

山口市が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とする。

3 快適トイレの標準仕様

快適トイレの標準仕様は、以下の（１）及び（２）を全て満たすものとする。（（３）は推奨する仕様であり、任意とする。）

（１）快適トイレに求める機能【必須項目】

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

（２）付属品として備えるもの【必須項目】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲から入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【任意項目】

- ⑫室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4 実施方法

(1) 受注者は、快適トイレを設置する場合は、設置前までに、工事打合せ簿に次のア～ウを記載して監督員に提出する。なお、監督員がカタログ等を請求した場合は、受注者は提示すること。

ア 「3 快適トイレの標準仕様」のうち、満足している仕様

※カタログ等を添付してもよい。

イ 設置予定基数

※基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

※1基を男女共用としてはいけない。

※男女どちらかのみ従事する場合は1基のみでよい。

ウ 設置予定期間

(2) 発注者は、受注者から提出された工事打合せ簿の内容を確認し、快適トイレに関する取組として設計変更の対象とすることを回答する。

(3) 受注者は、設計変更に係る協議を行う前に工事打合せ簿にて、設置基数及び期間を記載した見積書を監督員に提出する。

(4) 発注者は、提出された見積書をもとに、「5 快適トイレに係る費用の計上」により費用を算出し、計上する。

(5) 受注者は、快適トイレを当該工事現場に設置した状況が分かる写真を工事完成図書（工事写真）として提出すること。

5 快適トイレに係る費用の計上

(1) 全ての現場に対応可能な汎用性が高い快適トイレが市場に流通していないことが想定されるため、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとする。

(2) 快適トイレの費用は、57,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとする。

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円／基・月（従来品相当額）を除いた額

(3) 受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、当該工事における設置期間分の減価償却費により「積算上の差額」を計上するものとする。

(4) 費用は、共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

(5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能とする。

(6) 積算上限額を超える場合については、別途費用の計上は行わないが、超過した費用を、現場環境改善（営繕関係）の実施内容の対象とすることができる。

- (7) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含むものとし、「積算上の差額」の対象としない。
- (8) 1ヶ月未満のリース料については、1ヶ月を28日として日割り計算した額により対象日額を計上することができる。
- (9) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や、現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。
- (10) 「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

【具体的な設計計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 80,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 70,000 円)
⇒積算で計上する費用：57,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 35,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 25,000 円)
⇒積算で計上する費用：25,000 円／基・月

6 留意事項

快適トイレの設置は、工事成績評定の加点対象としない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに執行する入札等においては、なお従前の例による。